８．職員の退職管理の状況

（１）退職管理の取組状況

本市では、職員（課長職以上）の再就職について、平成 22 年に「千葉市職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、再就職の状況を公表するなどその透明性及び信頼性の確保に努めてきましたが、平成 28 年 4 月 1 日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけの禁止などの規制が開始されました。

これに伴い、「千葉市職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、要綱の一部を改正し、適正な退職管理に取り組んでいます。

（２）職員の再就職状況（令和３年７月２０日現在）

在職時に課長級以上の職にあり、退職後２年以内の者のうち、営利企業等に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

職　位	再就職者数					
	令和元年度		令和２年度		計	
	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体
局長職	4	3	2	2	6	5
部長職	7	5	4	2	11	7
参事・技監職	8	6	5	1	13	7
課長職	28	22	39	30	67	52
計	47	36	50	35	97	71